

# 朝日大学歯学部 献体制度の案内

- 献体の流れ.....p.1
- 遺体引き取りから遺骨返還までの  
スケジュール..... p.2
- 朝日大学納骨堂の地図.....p.2
- よくある質問.....p.3~p.4
- 関連法律.....p.5~p.12

## 献体に関する連絡・お問い合わせ

### 朝日大学歯学部 献体担当

・月～金曜日9:00～17:00

土曜日9:00～13:00

**電話:058-327-3313**

FAX :058-329-1069

・上記以外の時間・休日・夜間

朝日大学警備室

**電話:058-329-1111**

**献体担当:090-5873-7180**

〒501-0296

岐阜県瑞穂市穂積1851-1

## 献体登録の手順

### 献体制度へのご理解

本人の篤志

親族の同意

登録申込書(様式1)の作成

送付

朝日大学

受付

1~2週間

献体登録証の発行

献体登録証受け取り

送付

家族や施設に周知

## 献体の手順

### 登録者様のご逝去

#### ご遺族様からの連絡

(引取日時・場所をご指定下さい)

平日・土曜 : 朝日大学献体係 058-327-3313

休日・夜間 : 朝日大学警備室 058-329-1111

又は 080-8260-0316

休日・夜間のお引取り: (株)メモリア0120-091-091

#### 死亡診断書

(コピー)

(原本)

市町村役場へ  
死亡届(7日以内)

霊柩車による  
ご遺体のお引取り

(死亡診断書のコピーが必要)

遺族承諾書(様式2)  
遺骨返還申出書  
(様式3)の記入

埋火葬許可証

(火葬場は瑞穂市火葬  
場に指定して下さい)

大学への搬送  
ご遺体の防腐処置・保存

大学への提出  
(後日郵送可)

## 朝日大学献体者慰霊塔への行き方

### ◎黙山自福寺

〒500-8015 岐阜県岐阜市松山町13番地

電話 058-263-4448



### ◎岐阜バス

JR岐阜駅 11番のりば

又は

名鉄岐阜駅 4番のりば

市内ループ線（左回り）乗車

①  本町1丁目

②  岐阜公園歴史博物館前

→下車徒歩10分

## 献体についてよくある質問

Q. 献体するにはどのようにしたらよいのでしょうか？

A. 朝日大学では、医歯学の発展を願うご本人様の意志と、ご家族様の同意に基づいた献体の篤志を受け付けております。登録手続きに関して、ご不明な点については朝日大学歯学部献体担当(058-327-3313)までお問い合わせ下さい。

Q. 献体をする家族が認知症を患っているのですが、登録は可能ですか？

A. 認知症などによりご自身が献体制度をご理解されていない場合および自著が不可能な場合、朝日大学では登録をお受け付けすることができません。また、代筆による登録も認められていません。

Q. 同意者とはどんな方ですか？

A. 同意者は、配偶者、親、子、兄弟姉妹等の方で、同居・別居は問いません。

なお、ご親族の1人でも反対がありますと、実際に献体をしていただくことが出来なくなりますので、申込みの際には、かならず親族や身近な方々に献体に対するご理解、ご同意を得ていただくことが必要です。

Q. 同意できる家族がいませんが、献体は可能ですか。

A. 朝日大学では原則的に2名の方の同意者が必要です。遠戚の方でも良いので同意して下さるご親族の方への連絡をお願い致します。ご家族の同意に関してご不明な点がありましたら、一度ご相談下さい。

Q. ドナー登録をしていますが、献体は可能ですか？

A. 重複登録は可能です。但し、脳死と判定され、臓器提供が行われる場合は、臓器を優先させていただきます。この場合、摘出時に切開を行うためご献体は困難となります。角膜の場合は片眼提供が可能です。

Q. 遠方にて、引取りに立ち会えないのですが手続きはできますか？

A. はい。郵送にて書類のやりとりが可能です。

Q. 死亡時の状態で献体できないケースがありますか？

A. はい。遺体の損傷がひどい場合またご遺体が死後数日経過している場合には防腐処置ができないため、お引取をお断りさせていただくことがあります。

Q. 感染症を患っている場合、献体はできますか？

A. 実習に参加する学生および処置を担当する教員の安全を確保するために、以下の感染症の場合は、引取りを断わらせて頂く場合がございます。

1 類感染症: ペスト 南米出血熱、痘そう ラッサ熱 エボラ出血熱 マールブルグ病 クリミア・コンゴ出血熱

2 類感染症: 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 鳥インフルエンザ(H5N1) 重症急性呼吸器症候群(SARS) 結核

3 類感染症: 腸チフス コレラ 細菌性赤痢 パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症

B 型および C 型肝炎、梅毒、HIV、MRSA、その他

Q. 感染症以外の病気や障害、また手術をした場合にも献体はできますか？

A. 死亡直前の手術を除けば、一部臓器を摘出された方、人工肛門や胃ろうをされている方でもご献体が可能です。この点がご心配な方は大学までご相談下さい。

Q. お骨はどうなるのでしょうか？

A. ご遺族や施設にお返しいたします。どなたもお引き取り手が無い場合、本学の慰霊塔に納骨させていただきます。また、本学では毎年、献体者追悼法要を行っております。

Q. ご遺骨の返還までどれくらい時間がかかりますか？

A. 通常 1～3 年です。

Q. 追悼法要、慰霊塔の見学はできますか？

A. はい、できます。毎年 11 月頃に追悼法要・慰霊塔参拝が行われますので、参加希望の方はご連絡下さい。

Q. お葬式はできますか？

A. はい、できます。お葬式の後に、大学からお引き取りにお伺いいたします。但し葬儀代は御遺族様の負担となります。

Q. 献体するのにお金はかかりますか？

A. いいえ、かかりません。棺、施設から大学までの輸送費、火葬、大学慰霊塔埋葬、および追悼法要の費用は、すべて朝日大学

Q. 土日祝日、夜間にご遺体の引取りしてもらいたい場合、対応していますか？

A. はい。365 日 24 時間対応しております。連絡先は以下の通りです。

▪ 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00 朝日大学(解剖学) 電話・FAX 058-327-3313

▪ 上記以外の時間・休日・夜間 (株)メモリア 電話 0120-091-091

朝日大学警備室 電話 058-329-1111

携帯 080-8260-0316

# 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

(昭和五十八年五月二十五日法律第五十六号)

最終改正:平成一一年一二月二日法律第一六〇号

(目的)

**第一条** この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖（以下「正常解剖」という。）の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

**第三条** 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

**第四条** 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）**第七条** 本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。）の長（以下「学校長」という。）が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

**第五条** 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

**第六条** 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

**2** 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

**第七条** 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

**第八条** 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

# 死体解剖保存法

(昭和二十四年六月十日法律第二百四号)

最終改正年月日:平成二四年六月二二日法律第三四号

死体解剖保存法は、[病理解剖](#)、[行政解剖](#)、[司法解剖](#)を行う[医師](#)、[歯科医師](#)、[解剖学](#)・[病理学](#)・[法医学](#)の専門家が遵守しなければならない医療関係の[法律](#)である。

## 概要

人体の[死体](#)を[解剖](#)に関する規定が定められている。[死体](#)に対する尊厳を最大限尊重した内容になっている。学術や研究のためと称して、意のままに死体や臓器を扱うことを厳に戒めている。

**第一条** この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

**第二条** 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 [医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合](#)

三 第八条の規定により解剖する場合

四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）[第二百二十九条](#)（[第二百二十二条](#)第一項において準用する場合を含む。）、[第百六十八条](#)第一項又は[第二百二十五条](#)第一項の規定により解剖する場合

五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）[第五十九条](#)第一項又は第二項の規定により解剖する場合

六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）[第十三条](#)第二項の規定により解剖する場合

2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三条** 厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二 この法律の規定又はこの法律の規定に基く厚生労働省令の規定に違反したとき

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

四 認定を受けた日から五年を経過したとき。

**第四条** 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3 第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に関して必要な事項は、政令で定める。

## 第五条及び第六条 削除

**第七条** 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合
- 二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つては其の解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合
- 三 第二条第一項第三号又は第四号に該当する場合
- 四 食品衛生法第五十九条第二項の規定により解剖する場合
- 五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

**第八条** 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

**第九条** 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

**第十条** 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

**第十一条** 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めるときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

**第十二条** 引取者のない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下学校長という）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

**第十三条** 市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

**第十四条** 第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

**第十五条** 前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなけ



ればならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

**第十六条** 第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に規定する市町村は、遅滞なく、同法所定の手続（第七条の規定による埋火葬を除く。）を行わなければならない。

**第十七条** 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院若しくは特定機能病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

**第十八条** 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

**第十九条** 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

**第二十条** 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

**第二十一条** 学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法 第十一条 及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後要したものを負担しなければならない。

**第二十二条** 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

**第二十三条** 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

# 墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号)

最終改正:平成一八年六月七日法律第五三号

## 第一章 総則

**第一条** この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

**第二条** この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

## 第二章 埋葬、火葬及び改葬

**第三条** 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

**第四条** 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

**第五条** 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

## 第六条及び第七条 削除

**第八条** 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

**第九条** 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

## 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

**第十条** 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

**第十一条** 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、[都市計画法](#)（昭和四十三年法律第百号）[第五十九条](#)の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

- 2 [土地区画整理法](#)（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は[大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法](#)（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

**第十二条** 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

**第十三条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

**第十四条** 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

- 2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。
- 3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

**第十五条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

- 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

**第十六条** 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行ったときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

**第十七条** 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

**第十八条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**第十九条** 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

### 第三章の二 雑則

**第十九条の二** 第十八条及び前条（第十条の規定による許可を取り消す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、[地域保健法](#)（昭和二十二年法律第百一号）[第五条第一項](#)の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

**第十九条の三** 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市（以下「指定都市」という。）及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#)の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

### 第四章 罰則

**第二十条** 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

**第二十一条** 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

**第二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

**第二十三条** この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

**第二十四条** 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

**第二十五条** この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

**第二十六条** この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

**第二十七条** 従前の命令の規定により納骨堂の經營について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

**第二十八条** この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。